

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

### （返還不要）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。

#### <一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の住民税（所得割）が非課税世帯（家計急変の場合は非課税相当）または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。



#### ○支給予定額（返還の必要はありません） ※私立高等学校の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）※家計急変は除く		13,150円	39,450円	52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する者	38,000円	114,000円	152,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	13,025円	39,075円	52,100円

※ 7～3月分は、7月の申請により振り込みます（再申請が必要）。

#### ○提出書類（※次ページにて該当する世帯別の提出書類もご確認ください。）

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ②令和6年度（所得）課税証明書もしくはマイナンバーカードの写し又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
- ③債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ④振込口座の通帳の写し
- ⑤委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式8）  
※家計急変については、⑥～⑧についても提出ください。

#### ⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか  
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

#### ⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等  
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

#### ⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証（資格確認書）の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

## ★ 提出書類 – 該当する世帯をご確認ください –

### ○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式第 1-1 号、1-2 号）
- ②「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」（様式第 2 号）  
※令和 7 年 4 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- ③「債権・債務者登録申請書（振込口座確認書類）」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ④「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

### ○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

#### （1）対象生徒が、「通信制の高校に通う」場合

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式第 1-1 号、1-2 号）
- ②「令和 6 年度（令和 5 年分）課税証明書」（市町村発行）もしくはマイナンバーカードの写し  
※保護者等全員の証明書が必要です。
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ④「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も必ず提出してください。

## ○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- ①「高校生等奨学給付金受給申請書」（様式第1-4、1-5号）
- ② 保護者等全員の「令和6年度（令和5年分）課税証明書」（市町村発行）  
もしくは、マイナンバーカードの写し
- ③「債権者登録申請書（振込口座確認書類）」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ④「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、申請者以外の保護者や対象生徒の  
口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑤保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
※離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、  
または税理士又は公認会計士の作成した証明書類など  
※離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑥家計急変前後の収入を証明する書類  
※給与所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、会社作成の給与証明書、直近の給与明細書3  
か月分以上、源泉徴収票等（家計急変後）  
※営業所得者：課税証明書の写し（家計急変前）、税理士又は公認会計士の作成し  
た証明書類（家計急変後）など。また、自営業の方は所得証明書を作成し提出く  
ださい。
- ⑦保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類  
※扶養親族分の健康保険証の写し又は扶養親族数の記載が省略されていな課税証明書（全  
項目証明書）

## ○奨学のための給付金の学校の代理受領について

奨学のための給付金は、保護者等に代わり学校が代理受領し学校徴収金に充てる  
ことができます。学校の代理受領に当たっては、保護者等（申請者）が給付金の受領を学校に委任す  
る必要があります。

代理受領を希望される場合は「委任状（様式8）」も申請書類に添付し、学校に提出してください。